

令和7年度 木更津市霊園 合葬式墓地募集案内

～生前申込み・木更津市霊園一般墓地返還を検討されている方へ～

※最後までよく読んでからお申込ください

もくじ

- 1. 木更津市霊園合葬式墓地について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 募集の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～4
- 3. 申込みから抽選までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. 申込書類・同封書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5. 申込みにあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 6. 当選した方の手続きについて【区分A・区分B-1・区分B-2の方】・・・・・8～9
- 7. 申込みから合葬式墓地使用開始までの手続きについて【区分Cの方】・・10～13
- 8. 申込みから合葬式墓地使用開始までの手続きについて【区分Dの方】・・14～15
- 9. 合葬式墓地随時申込受付についてのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～18
- 10. よくある質問 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 11. 申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～24
- 12. 生活環境課窓口のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～28

※合葬式墓地にお申込みされる方は、一般墓地の
公募に申込みすることはできません。

担当課 木更津市役所 生活環境課
(クリーンセンター1階)

〒292-0838 木更津市潮浜3-1
TEL：0438-36-1432 FAX：0438-30-7322

8:30～17:15(土日祝日を除く)



1. 木更津市霊園合葬式墓地について

◎平成27年4月1日に供用を開始した木更津市霊園合葬式墓地は、ひとつの施設に共同で焼骨を収蔵する永代供養墓です。

◎近年、少子高齢化や核家族化に伴い墓地の承継や管理が困難となる方が増加しています。

使用者が承継し、永代使用することが前提の一般墓地に対し、合葬式墓地は承継を伴わず、管理手数料が不要のため、承継者のいない方、経済的に不安のある方でも利用しやすい墓地となっています。

◎今回の公募は、生前の申込みを考えている方、もしくは木更津市霊園の一般墓地の返還を検討している方を対象としています。今後の承継者不在等で墓じまいを考えている市霊園一般墓地使用者の方へ、墓地区画の返還と合わせた合葬式墓地の生前申し込みをご案内します。

◎納骨室には1体用と2体用の納骨壇があります。

使用許可後20年間は納骨壇に焼骨を収蔵し、後に地下の合葬室に移し、他の焼骨と共に永年埋蔵されます。



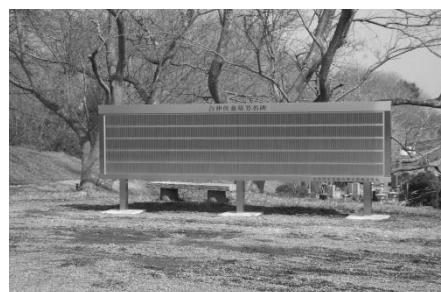
合葬式墓地（全景）



礼拝所



納骨室（納骨時のみ入室）



記名板

2. 募集の概要について

《1. 申込区分及び募集数・申込資格》

申込受付期間：令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

◎以下の条件に該当する方の募集を受け付けます。

（１）木更津市に引き続き2年以上住民登録があり（木更津市霊園の一般墓地を返還しようとする方を除く）、公募申込時点で65歳以上の方

（２）木更津市霊園に墓地を有していない方（木更津市霊園の一般墓地を返還しようとする方を除く）

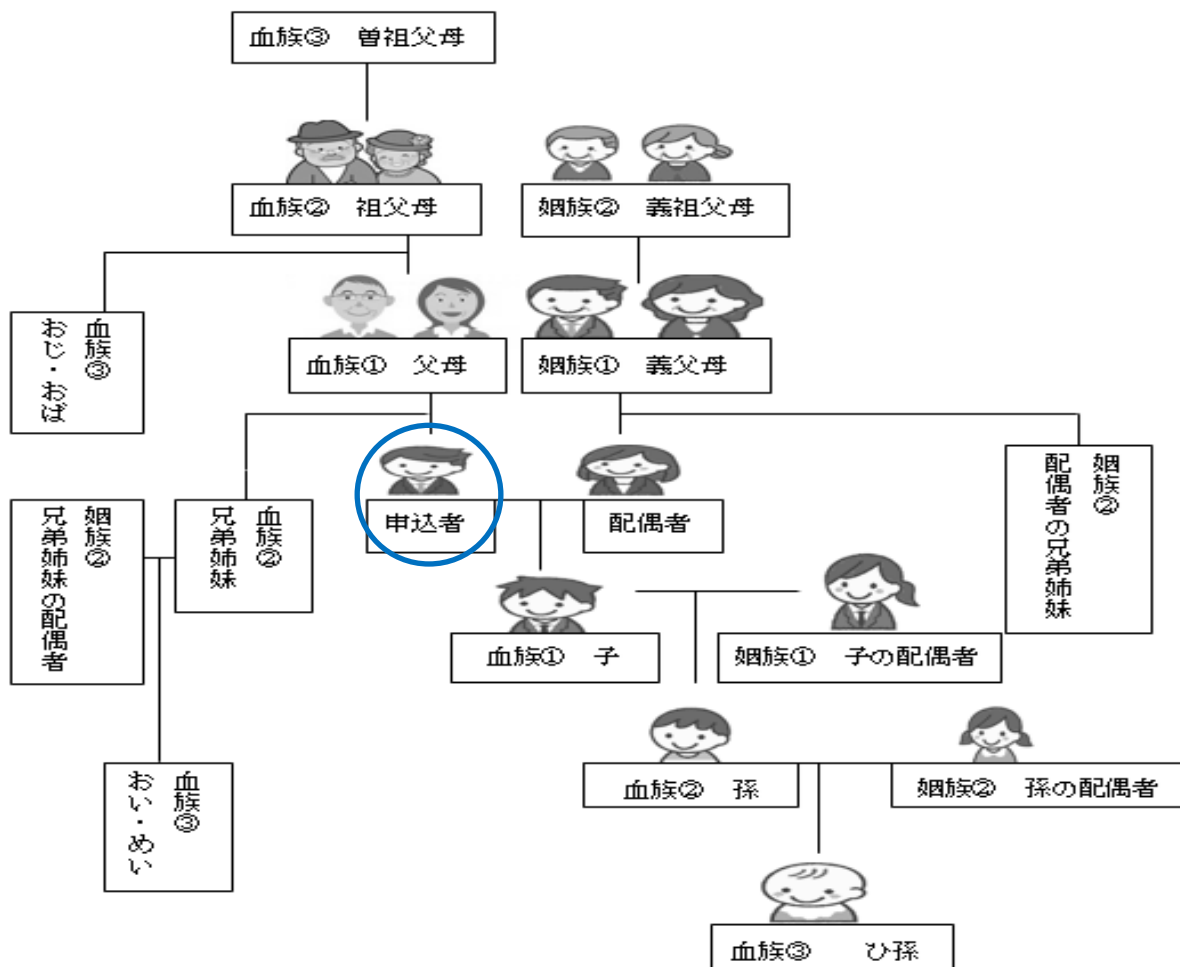
申込区分		募集数		使用 納骨壇	申込資格
A	焼骨を所持している方	4 枠	8 体	2 体用	① 65歳以上で、自己の利用を目的としていること ② 収蔵する焼骨（※）が申込者と規則で定める関係にあること ※分骨の収蔵はできません。
B-1	焼骨を所持していない方	3 枠	3 体	1 体用	65歳以上で、自己の利用を目的としていること
B-2		4 枠	8 体	2 体用	① 65歳以上で、自己の利用を目的としていること ② 共に生前申込みをする方が65歳以上であり、申込者と規則で定める関係にあること
C	市営霊園一般墓地使用者 （焼骨を埋蔵（所有） している方）	3 枠	6 体	1 体用 または 2 体用 （★納骨壇 については 改葬焼骨、 生前申込分 と合わせて いずれか 1 枠分 まで） ※改葬焼骨 については 合葬室可	① 埋蔵（所有）されている焼骨を合葬式墓地へ改葬し、一般墓地の返還をされる方 ※一般墓地に埋蔵されている焼骨（納骨壇使用を使用する場合、規則で定める関係の焼骨に限る）を1体ごとに骨つぼに入れて合葬式墓地へ収蔵（収蔵する焼骨（骨つぼ）には条件があります。詳細は11ページの④へ） ② ①の方（墓地使用者）が65歳以上で、自己の利用を目的としていること ③ 共に生前申込みをする方が65歳以上であり、申込者と規則で定める関係にあること（2体用を申込む場合）
D	市営霊園一般墓地使用者 （焼骨を埋蔵していない方）	3 枠	6 体	1 体用 または 2 体用 （いずれか 1 枠分 まで）	① 一般墓地の返還をされる方（墓地使用者）で、65歳以上であり、自己の利用を目的としていること ② 共に生前申込みをする方が65歳以上であり、申込者と規則で定める関係にあること（2体用を申込む場合）

《2. 「規則で定める関係」について》

2ページ《1. 申込区分及び募集数・申込資格》の表に記した「規則で定める関係」とは、以下のいずれかの関係にある方を意味します。

- ① 配偶者
- ② 3親等以内の血族(養父、養母または養子を含む)
- ③ 2親等以内の姻族

「3親等以内の血族・2親等以内の姻族」 の範囲



《3. 合葬式墓地使用料》

	記名板あり	記名なし
1 体用	90,000円	80,000円
2 体用	180,000円	160,000円

※下記区分Cにおける改葬焼骨は、納骨の形態により使用料が変動します。
詳細は10ページをご参考ください。

※年度ごとの管理手数料はかかりません。

※記名板用のステンスプレートは、刻字費用は、別途使用者負担となります。

※生活保護法による生活扶助を受給されている方は、使用料の10%の減額申請ができます。
使用許可申請時に、合葬式墓地使用料減額申請書と生活扶助の受給を証明する書類を提出してください。

《4. 申込区分の主な例》

区分A	規則に定める関係にある焼骨1体分と申込者の分を生前に申込みする場合		8ページ
区分B-1	申込者の分を生前に申込みする場合		8ページ
区分B-2	申込者の分と規則に定める関係にある者の分を生前に申込みする場合		8ページ
区分C	使用中の木更津市霊園一般墓地を返還、埋蔵された焼骨を合葬式墓地へ改葬し、使用者自身（及び規則に定める関係にある者）の分を生前に申込みする場合		10ページ
区分D	焼骨を埋蔵していない状態で所有している木更津市霊園一般墓地を返還し、合葬式墓地へ使用者自身（及び規則に定める関係にある者）の分を生前に申込みする場合		14ページ
現在、 随時申込 受付中	規則に定める関係にある焼骨（埋蔵されていないもの）があり、その焼骨のみの収蔵を希望する場合		16ページ

3. 申込みから抽選までの流れ

① お申込期間

令和7年10月1日（水）

から

令和7年10月31日（金）
（10月31日の消印有効）

まで

① 申込書類【原則郵送にて受付】

1. 木更津市霊園合葬式墓地 抽選申込書

※各申込書は以下のページにあります。

区分A：20ページ 区分B-1：21ページ 区分B-2：22ページ
区分C：23ページ 区分D：24ページ

2. 110円切手を貼付した長形3号返信用封筒 1通 （抽選番号通知書等用）

3. 110円切手を貼付した長形3号返信用封筒 1通 （抽選結果通知書等用）

※同封書類は6ページを参考にしてください。

※長形3号封筒のサイズ：縦約23.5cm×横約12cm

以上3点を下記申込先まで郵送でご提出ください。

↓ 送付先

292-0838

木更津市潮浜3-1【クリーンセンター内】

木更津市生活環境課

木更津市霊園 合葬式墓地公募担当

② 抽選番号の通知

令和7年11月7日（金）
ごろ

② 申込者全員に「抽選番号通知書」を送付します。

※申込者数が募集数に満たなかった区分の申込者には、抽選を行わない旨を通知し、11月下旬に使用許可申請書類などを送付します。

※受付票が11月13日（木）までに届かない場合は生活環境課までご連絡をお願いします。

③ 抽選

令和7年11月18日（火）

③ 抽選の詳細について、事前に全申込者へ通知します。

※結果につきましては、原則この後お送りする抽選結果の通知にてご確認ください。

※通知を待たずに結果が知りたい方は、20日以降に生活環境課へお電話いただくか、市のホームページをご確認ください。

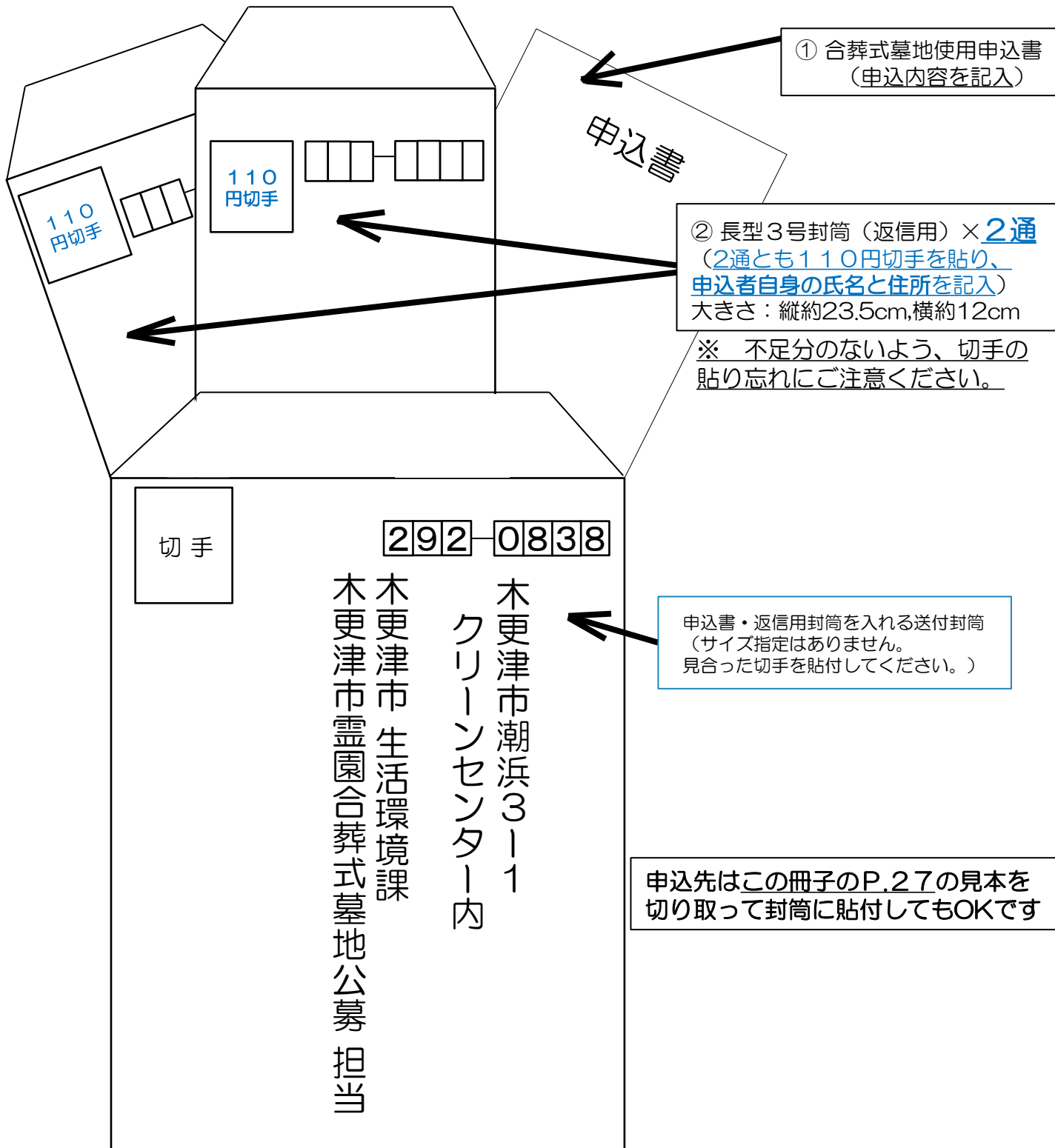
④ 抽選結果の通知

令和7年11月25日（火）
ごろ

④ 申込者全員に抽選結果を郵送します。 当選者には使用許可申請書を送付します。

※12月1日（月）までに届かない場合は生活環境課までご連絡ください。
※申込内容が、条件に該当しない場合や事実と相違する場合は当選が取消しとなりますのでご注意ください。

4. 申込書類・同封書類について



5. 申込みにあたっての注意事項

以下について、申込前に必ずチェックしてください！

- 申込条件には該当していますか？
- 申込書に記入漏れはないですか？
- 同封する2通の封筒と送付封筒に切手の貼り忘れはないですか？
(6ページ参照)
- 生前申込みの区分を希望される方は、死後において自身の焼骨が合葬式墓地に収蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じてください。
(親族、知人、友人等へ納骨の手続きを頼んでおくなど)
- 申込は1世帯につき1通とします。
複数区分 及び、同区分での重複申込があった場合は無効になります。
- 希望する区分に該当する申込書を使用してください。
- 申込書郵送後は、申込書記入内容の変更はできません。
また、記入内容が不明確な申込書は無効になります。
- 抽選となった場合、当選者のほかに補欠者を選出します。
補欠数は各区分の募集数と同数です。
辞退等があった場合に、補欠順位に応じて繰上げ当選とし、
該当者には令和8年1月16日(金)までに市から連絡をします。
- 次の事由に該当すると、使用許可(または内定)が取り消される場合があります。
 - ・ 申込書の内容に虚偽がある等の不正な手段により合葬式墓地使用許可を受けた場合
 - ・ 使用料を期日までに納付しないとき
 - ・ その他条例又は条例に基づく規則に違反したとき
- 使用許可に係る焼骨以外は収蔵できません。
- 納骨壇及び掲示する記名板の位置の指定はできません。

6. 当選した方の手続きについて

【区分A・区分B-1・区分B-2の方】

① 使用許可申請

令和7年12月11日（木）
まで

（期日までに提出
しない場合は辞退し
たものとみなし当選
を取り消します。）

① 申請に必要な書類

1. 合葬式墓地使用許可申請書（当選通知に同封されているもの）
2. 申込者の住民票（申請の直近1ヶ月以内にとったもの）
3. その他、区分Aと区分B-2の方は下記の表のとおり

	生前申込者における必要書類	収蔵予定の焼骨に おける必要書類
A	申込者と焼骨との関係を証する書類（戸籍謄本等） ※死体火葬許可証にて続柄が確認できる場合は不要	死体（胎）火葬 許可証の写し
B-2	① 申込者と、ともに生前申込する方との関係を証する戸籍謄本の写し ② とともに生前申込みをする方の住民票 （申請の直近1ヶ月以内にとったもの） （申込者の住民票に名前が載っている場合は不要）	

申請書及び添付書類の提出先※25ページの地図を参照してください

292-0838 木更津市潮浜3-1
クリーンセンター1階右手側 木更津市 生活環境課

書類内容をその場でチェックし、今後の手続きについて個別でご説明するため、下記の窓口へ来庁のうえ直接のご提出が望ましいですが、郵送する場合は期日に余裕を持ちお早めをお願いします。

② 内定通知、 使用料支払書の 送付

令和7年12月24日（水）
までに順次送付します

② 申請書類を審査後、順次12月24日（水）
までに内定通知と使用料納入通知書（支払書）
を送付します。

③ 使用料の納付

令和8年1月15日（木）
まで（※厳守）

③ 使用料を納入通知書で納付してください。

※1月15日（木）までに納付されないときは、
辞退されたものとして取り扱います。

※使用料はお支払書下部に記載の金融機関にて一括納入してください。
分割払いはできかねますのでご注意ください。

次のページへ

④ 合葬式墓地
使用許可証の送付

令和8年1月末頃までに
納付確認次第順次

④ 使用料の納付が確認された方から順に、
合葬式墓地使用許可証を郵送します。

※区分Aの方については、納骨する焼骨の埋蔵届（様式）を
同封します。

※生前予約の方分の埋蔵届については、死後に納骨手続きを
される段階になってから生活環境課窓口にてお渡しします。
（埋蔵届を出されるご親族等により記入されます）

以降、焼骨を納骨する際に必要な手続きです。

⑤ 埋蔵届の提出
（必ず来庁で提出）

※納骨時期の期限はありません。
希望の納骨日前に余裕を
もって提出をお願いいた
します。

⑤ 埋蔵届の提出には以下のものがが必要です。

1. 埋蔵届（様式）

※生前予約の方は死後、納骨時に窓口にてお渡しします。

2. 合葬式墓地使用許可証

3. 死体火葬許可証（原本）

◎ 記名板をご希望している方には埋蔵届提出の際にステンレスプレート及び
市内の名入れ（刻字）業者一覧表をお渡しします。参考にしてください。

埋蔵届及び添付書類の提出先※25ページの地図を参照してください

292-0838 木更津市潮浜3-1

クリーンセンター1階右手側 木更津市 生活環境課

⑥ 使用の開始

埋蔵届提出後順次

⑥ 納骨について

◎納骨は予約制です。埋蔵届提出後、霊園管理事務所へ希望納骨日時
を電話予約してください。

◎ 記名板には氏名（戒名不可）/生年月日/没年月日のみ刻字できます。

◎ 刻字した記名板は、納骨日に霊園管理事務所へご提出ください。
納骨日までに刻字が間に合わない場合は後日提出でも構いません。

◎ 埋蔵できる焼骨の容器（骨つぼ）の条件

- ・ 大きさ：22cm（幅）×22cm（奥行）×27cm（高さ）以下のもの
- ・ 材 質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
- ・ 外 装：施していないこと
- ・ ひび等の破損や汚損がある骨つぼは納骨壇に埋蔵できません。
新しい骨つぼに変更してください。

◎ 骨つぼには、あらかじめ直接油性マジックで焼骨の方の氏名を
記入しておいてください（縦書き）。

◎ 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間、納骨壇を返還することで
引取可能ですが、許可後20年を過ぎると地下合葬室に移され、
他の焼骨と区別できなくなるため返還ができなくなります。

7. 当選した方の手続きについて

【区分Cの方】

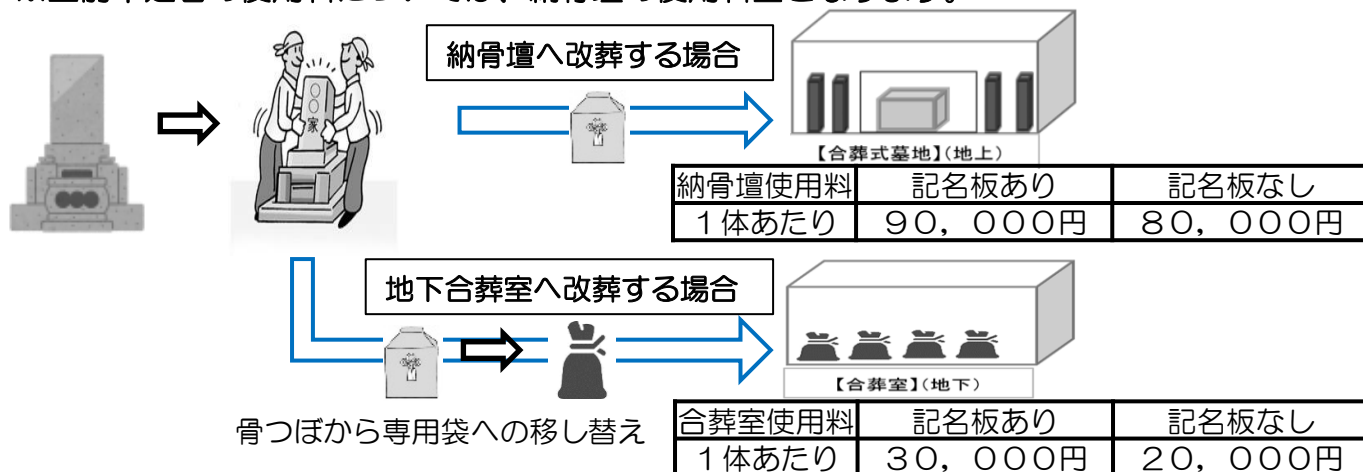
(ご注意)

木更津市霊園の一般墓地使用者で、区画に焼骨を埋蔵されている方の中から埋蔵されている焼骨を合葬式墓地へ改葬、一般墓地の返還をし、自身の生前申し込みを希望される方が対象となります。

なお、合葬式墓地の使用に先立ち、一般墓地の返還が条件となるので、**令和8年2月27日（金）**までに墓石の撤去をお願いしています。

★《合葬式墓地使用料（一般墓地からの改葬焼骨分について）》

※生前申込者の使用料については、納骨壇の使用料金となります。



① 使用許可申請

令和7年12月11日（木）
まで

（期日までに提出しない場合は辞退したものとみなし当選を取り消します。）

① 申請に必要な書類

1. 申請書一式（当選通知に同封されているもの）
 2. 申込者の生年月日の確認ができる公的書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）
 3. 一般墓地使用許可証（原本。紛失の場合は再交付が必要）
- （以下はともに生前申し込みする方がいる場合）
4. 申込者と、ともに生前申込する方との関係を証する戸籍謄本の写し

申請書及び添付書類の提出先※25ページの地図を参照してください

292-0838 木更津市潮浜3-1
クリーンセンター1階右手側 木更津市 生活環境課

書類内容をその場でチェックし、今後の手続きについて個別でご説明するため、上記の窓口へ来庁のうえ直接のご提出が望ましいですが、郵送する場合は期日に余裕を持ちお早めをお願いします。

次のページへ

④ 墓石撤去工事、
埋蔵焼骨（骨つ
ぽ）の確認

令和8年2月27日（金）
まで

④ 墓石業者を申込者自身で選び、撤去工事の
依頼をしてください。

※撤去費用は申込者負担となります。

※工事に係る申請は墓石業者の方が行います。

◎ 工事に入る前に、市に埋蔵の届出がある焼骨と、実際に
埋蔵されている焼骨（骨つぽ）が同数であるかを確認して
ください。

→ 焼骨の数が合わない場合、お早めに生活環境課までご連絡
ください。

※以下のような場合は今回の募集の対象外となり、受付でき
ません。

- 1) 複数名の焼骨がひとつの骨つぽにまとめられている場合
- 2) 埋蔵された焼骨の中で、散骨等を行ったことにより
実際に骨つぽに収められていない焼骨があるような場合

◎ 合葬墓へ埋蔵（改葬）するまでの骨つぽについて

- ・自宅または業者に依頼して保管してください。
木更津市霊園及び市役所での保管はできません。
- ・骨つぽは、汚れを拭き取る等清潔な状態にしてください。
- ・ひび等の破損がある場合は、骨つぽを新しくしてください。
- ・骨つぽには、直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいて
ください（縦書き）。

※墓石の撤去、原状回復が期日までに成されない場合、
（不完全な場合も含む）、返還は認められず、翌年度の
霊園管理手数料が発生します（令和8年4月1日時点）。
余裕をもって撤去工事を業者へ依頼してください。

⑤ 一般墓地原状
回復完了の報告

令和8年2月27日（金）
まで

⑤ 墓石撤去工事の終了後、申込者から生活環境課
へお電話にて工事が完了した旨を早急に、必ず
ご報告ください。

ご連絡がない場合はお手続きが先へ進みません。

前のページの続き

⑥ 一般墓地返還に伴う
使用料還付の通知、
合葬式墓地の内定通知
及び納入通知書の送付

⑤の報告確認後、約3週間後までに順次

⑥ 原状回復が適正になされているか確認後、
墓地返還に伴う還付金の決定通知を送付
します。

その後、申請書類を審査し、順次合葬式
墓地の内定通知と使用料納入通知書
(支払書)を送付します。

◎ 一般墓地使用料の還付率は、以下の通りです。

使用許可の日より	還付額
1年未満	既納永代使用料(※)の額の70%
1年以上2年未満	既納永代使用料(※)の額の50%
2年以上	既納永代使用料(※)の額の40%

※納付当時の金額(実際に納付した金額)となります。

⑦ 使用料の納付

指定の納期限(送付から約3週間後)まで(※厳守)

⑦ 使用料を納入通知書で納付してください。

※指定の納期限までに納付されないときは、
辞退されたものとして取り扱います。

※使用料はお支払書下部に記載の金融機関にて一括納入してください。
分割払いはできかねますのでご注意ください。

⑧ 合葬式墓地
使用許可証の送付

納付確認次第順次

⑧ 使用料の納付が確認された方から順に、
合葬式墓地使用許可証を郵送します。

※改葬焼骨分の埋蔵届(様式)を同封しています。

※生前予約の方分の埋蔵届については、死後に納骨手続きを
される段階になってから生活環境課窓口にてお渡しします。
(埋蔵届を出されるご親族等により記入されます)

次のページへ

以降、焼骨を納骨する際に必要な手続きです。

⑨ 埋蔵届の提出
(必ず来庁で提出)

※納骨時期の期限はありません。
希望の納骨日前に余裕をもって提出をお願いいたします。

⑨ 埋蔵届の提出には以下のものがが必要です。

1. 埋蔵届(様式)
※生前予約の方は死後、納骨時に窓口にてお渡しします。
2. 合葬式墓地使用許可証
3. 改葬許可証(※)もしくは死体火葬許可証(原本)
※一般墓地からの改葬焼骨について必要。生活環境課にて預かりのため持参不要。改葬焼骨のみの埋蔵手続きの場合は、提出書類は1、2のみで結構です。

◎ 記名板をご希望している方には埋蔵届提出の際にステンレスプレート及び市内の名入れ(刻字)業者一覧表をお渡しします。参考にしてください。

埋蔵届及び添付書類の提出先※25ページの地図を参照してください

292-0838 木更津市潮浜3-1
クリーンセンター1階右手側 木更津市 生活環境課

⑩ 使用の開始
埋蔵届提出後順次

⑩ 納骨について

◎ 納骨は予約制です。埋蔵届提出後、霊園管理事務所へ希望納骨日時を電話予約してください。

◎ 記名板には氏名(戒名不可)/生年月日/没年月日のみ刻字できます。

◎ 刻字した記名板は、納骨日に霊園管理事務所へご提出ください。
納骨日までに刻字が間に合わない場合は後日提出でも構いません。

◎ 埋蔵できる焼骨の容器(骨つぼ)の条件

- ・ 大きさ: 22cm(幅)×22cm(奥行)×27cm(高さ)以下のもの
- ・ 材質: 陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
- ・ 外装: 施していないこと
- ・ ひび等の破損や汚損がある骨つぼは納骨壇に埋蔵できません。
新しい骨つぼに変更してください。

◎ 骨つぼには、あらかじめ直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいてください(縦書き)。

◎ 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間、納骨壇を返還することで引取可能ですが、許可後20年を過ぎると地下合葬室に移され、他の焼骨と区別できなくなるため返還ができなくなります。

8. 当選した方の手続きについて

【区分Dの方】

(ご注意)

木更津市霊園の一般墓地使用者で、焼骨を埋蔵していない状態（墓石の有無問わず）で区画をお持ちの方の中から、一般墓地の返還をし、自身の生前申し込みを希望される方が対象となります。

なお、合葬式墓地の使用に先立ち、一般墓地の返還が条件となるので、**令和8年2月27日（金）**までの墓石撤去（墓石が無い場合でも区画内に雑草等が繁茂している場合はその刈り取り）をお願いしています。

① 使用許可申請

令和7年12月11日（木）
まで

（期日までに提出
しない場合は辞退し
たものとみなし当選
を取り消します。）

① 申請に必要な書類

1. 申請書一式（当選通知に同封されているもの）
2. 申込者の生年月日の確認ができる公的書類
（運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）
3. 一般墓地使用許可証（原本。紛失の場合は再交付が必要）
（以下はともに生前申し込みする方がいる場合）
4. 申込者と、ともに生前申込する方との関係を証する戸籍謄本の写し

申請書及び添付書類の提出先※25ページの地図を参照してください

292-0838 木更津市潮浜3-1
クリーンセンター1階右手側 木更津市 生活環境課

書類内容をその場でチェックし、今後の手続きについて個別でご説明するため、上記の窓口へ来庁のうえ直接のご提出が望ましいですが、郵送する場合は期日に余裕を持ちお早めをお願いします。

② 一般墓地現状 回復完了の報告

令和8年2月27日（金）
まで

- ② 建墓されている場合は、撤去工事が必要となります。更地の場合であっても区画内に雑草等が繁茂している場合は除草をお願いします。工事（除草）の終了後、申込者から生活環境課へお電話にて完了した旨を早急に、必ずご報告ください。

ご連絡がない場合はお手続きが先へ進みません。
※原状回復が期日までに成されない場合（不完全な場合も含む）、返還は認められず、翌年度の霊園管理手数料が発生します（令和8年4月1日時点）。余裕をもって行うようにしてください。

次のページへ

⑥ 一般墓地返還に伴う
使用料還付の通知、
合葬式墓地の内定通知
及び納入通知書の送付

⑤の報告確認後、約3週間後までに順次

⑥ 原状回復が適正になされているか確認後、墓地返還に伴う還付金の決定通知を送付します。

その後、申請書類を審査し、順次合葬式墓地の内定通知と使用料納入通知書（支払書）を送付します。

◎ 一般墓地使用料の還付率は、以下の通りです。

使用許可の日より	還付額
1年未満	既納永代使用料(※)の額の70%
1年以上2年未満	既納永代使用料(※)の額の50%
2年以上	既納永代使用料(※)の額の40%

※納付当時の金額（実際に納付した金額）となります。

⑦ 使用料の納付

指定の納期限（送付から約3週間後）まで（※厳守）

⑦ 使用料を納入通知書で納付してください。

※指定の納期限までに納付されないときは、
辞退されたものとして取り扱います。

※使用料はお支払書下部に記載の金融機関にて一括納入してください。
分割払いはできかねますのでご注意ください。

⑧ 合葬式墓地
使用許可証の送付

納付確認次第順次

⑧ 使用料の納付が確認された方から順に、合葬式墓地使用許可証を郵送します。

※生前予約の方分の埋蔵届について、死後に納骨手続きをされる段階になってから生活環境課窓口にてお渡しします。
（埋蔵届を出されるご親族等により記入されます）

9. 合葬式墓地随時申込受付についてのご案内

◎焼骨をお持ちの方で、以下の条件1もしくは2のすべてに該当する方は、焼骨のみの収蔵について随時申込を受付しています。

(抽選無し、公募時期でなくともいつでも申込可)

条件1 (市民の方が申請する場合)

- (1) 木更津市に引き続き2年以上住民登録がある方
- (2) 木更津市霊園一般墓地を有していない方
- (3) その焼骨が埋蔵されていない焼骨で、死体(胎)火葬許可証が手元にあり、その焼骨のみの埋蔵を目的とする方。
- (4) 申込者とその焼骨との関係が以下に当てはまる方
 - 1) 配偶者
 - 2) 3親等以内の血族(養父、養母又は養子を含む)
 - 3) 2親等以内の姻族 ※血族や姻族についての解説は3ページをご覧ください。

条件2 (生前市民であった方の焼骨を埋蔵する場合)

- (1) 生前木更津市に2年以上住民登録があった方の焼骨を所有している方
※その事実を証明する公的書類(住民票の除票や戸籍の附票等)が必要
- (2) 木更津市霊園一般墓地を有していない方
- (3) (1)の焼骨が埋蔵されていない焼骨で、死体(胎)火葬許可証が手元にあり、その焼骨のみの埋蔵を目的とする方。
- (4) 申込者とその焼骨との関係が以下に当てはまる方
 - 1) 配偶者
 - 2) 3親等以内の血族(養父、養母又は養子を含む)
 - 3) 2親等以内の姻族 ※血族や姻族についての解説は3ページをご覧ください。

《合葬式墓地の使用料および埋蔵について》

	記名板あり	記名板なし
1体用	90,000円	80,000円
2体用	180,000円	160,000円

※埋蔵される焼骨分の使用料がかかります。

※掲示する記名板（ステンレスプレート）の刻字費用は、別途がかかります。

※生活保護法による生活扶助を受給されている方は、使用料の10%の減額申請ができます。
使用許可申請時に、合葬式墓地使用料減額申請書と生活扶助の受給を証明する書類を提出してください。

《埋蔵について》

（１）埋蔵できる焼骨の容器（骨つぼ）の条件

- ・ 大きさ：幅×奥行×高さが、22cm×22cm×27cm以下のもの
- ・ 材 質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
- ・ 外 装：施していないこと
- ・ ひび等の破損や汚損がある骨つぼは納骨壇に埋蔵できません。新しい骨つぼに

変更

してください。

（２）骨つぼには、あらかじめ直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいてください（縦書き）。

（３）焼骨は、納骨壇に埋蔵している間、納骨壇を返還することで引取可能ですが、許可後20年を過ぎると地下合葬室に移され、他の焼骨と区別できなくなるため返還できません。

《随時申込の申請方法》

◎以下の申請事項を決めてください。※使用許可後に変更はできません。

- ・埋蔵予定者（焼骨）
- ・納骨壇の種類（1体用または2体用）
※1体用、2体用共に焼骨のみ。生前予約分を含む場合は公募にて申込みが必要。
- ・記名板使用の有無

◎申込に必要な書類

○条件1の場合

- ①合葬式墓地使用許可申請書
- ②添付書類（※3は2にて確認できる場合不要）
 - 1）申込者の住民票（申請の直近1ヶ月以内にとったもの）
 - 2）死体（胎）火葬許可証の写し
 - 3）申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）

○条件2の場合

- ①合葬式墓地使用許可申請書
- ②添付書類（※3は2にて確認できる場合不要）
 - 1）亡くなった方が生前本市に2年以上住んでいたことを証する公的書類（住民票の除票や戸籍の附票等）
 - 2）死体（胎）火葬許可証の写し
 - 3）申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）

◎合葬式墓地使用料の納付

使用許可内定時に使用料の納入通知書を送付します。使用料の納付が確認でき次第、合葬式墓地使用許可証と埋蔵届（様式）を郵送します。

※使用料は指定の金融機関にて一括納入してください。分割払いはできかねますのでご注意ください。

申請書及び添付書類の提出先※25ページの地図を参照してください

292-0838 木更津市潮浜3-1
クリーンセンター1階右手側 木更津市 生活環境課

《記名板について》

- ・記名板ありの方は使用許可決定後、埋蔵届を提出する際に、掲示する記名板（ステンレスプレート）をお渡しします。その際に木更津市内の名入れ（刻字）業者の一覧をお渡ししますので、業者をお選びの際に参考にしてください。
- ・ステンレスプレートに刻字できるのは、氏名（戒名不可）/生年月日/没年月日のみです。
- ・刻字したステンレスプレートは、納骨日に霊園管理事務所へご提出ください。納骨日までに刻字が間に合わない場合は後日提出でも構いません。

10. よくある質問 Q&A

- Q1. 何年も前から木更津市霊園一般墓地の使用許可を受けています。現在、亡くなった家族の焼骨を自宅で保管していますが、承継者がいないので一般墓地を返還しようと考えています。保管している焼骨を合葬式墓地に納骨できますか。
- A. まず一般墓地の返還をしていただき、その後に合葬式墓地使用許可申請をしていただくこととなります。なお、その際は随時申込受付対象となりますので、いつでも手続きをすることができます。生前予約を合わせて希望される場合については公募にて申込みいただく必要があります。
- Q2. 他の墓地（市霊園外）から市霊園の合葬墓に改葬したいのですが、今回の募集で申込はできますか。
- A. 申込みできません。今回の募集を含め、他に永代供養の墓地を有していない方でどこにも埋蔵したことの無い焼骨のみ（木更津市霊園一般墓地を除く）が対象です。
- Q3. 埋蔵届の際に添付する死体（胎）火葬許可証を紛失した場合にはどのようにしたら良いでしょうか。
- A. 火葬を行った市町村にて再発行が可能です。木更津市火葬場で火葬を行った場合は、生活環境課にて再発行の手続きをしてください。（火葬日が分からない場合は手続きに時間がかかる、もしくは再発行できない場合があります）きみさらず聖苑で火葬した場合は、きみさらず聖苑にて再発行の手続きをしてください。
- Q4. 胎児（または死産児）の焼骨を納骨する場合、関係性を示す書類は何か必要ですか。
- A. その場合は、胎児（または死産児）の火葬許可証等が必要となります。詳細については生活環境課へお問い合わせください。
- Q5. 使用許可後、埋蔵しないまま20年が経過し納骨壇の使用期限が過ぎた場合、納骨壇の使用はできないのでしょうか。
- A. 納骨壇については使用できません。納骨壇の使用期限を過ぎた場合は、直接合葬室へ埋蔵されることとなります（墓地使用の権利は消滅しません）。
- Q6. 記名板に掲示されたステンレスプレートは、使用許可後20年を過ぎると取り外されてしまいますか。
- A. 使用許可後、20年を過ぎても記名板から取り外されることはありません。
- Q7. 納骨の際に僧侶や神主等の立会いは可能でしょうか。
- A. 立会いは可能ですが、納骨の予約をする際に霊園管理事務所の者にご相談ください。（納骨は15分～30分程度の時間内で行いますので、その点をご留意ください。）
- Q8. 納骨できる日時について教えてください。
- A. 12月29日～1月3日を除く午前9時から午後3時（午後4時まで）です。

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書（焼骨1体、生前1体）

令和7年10月 日

1. 申込者（焼骨を所持している方で、生前予約を希望する方）

申込者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
	住 所	〒
	電話番号	

2. 埋蔵予定の焼骨について

フリガナ	
氏 名	
申込者との関係 (申込者からみて)	

(申込に必要なもの)

1. 本申込書
2. 長型3号封筒※(返信用) 2通
(※それぞれ110円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入)
(※縦約 23.5cm×横約 12cm)

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書（生前1体）

令和7年10月 日

1. 申込者（自己の利用を目的とする方）

申込者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
	住 所	〒
	電話番号	

（申込に必要なもの）

1. 本申込書
2. 長型3号封筒※（返信用）2通
（※それぞれ110円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）
（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書（生前2体）

令和7年10月 日

1. 申込者（自己の利用を目的とする方）

申込者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
	住 所	〒
	電話番号	

2. 共に生前申込みをする対象者

（※住所、電話番号については1の申込者と同じであれば空欄で構いません）

フリガナ	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
住 所	〒
電話番号	
申込者との関係 (申込者からみて)	

（申込に必要なもの）

1. 本申込書
2. 長型3号封筒※（返信用）2通
（※それぞれ110円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）
（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書

(墓地返還と合葬式墓地への改葬・生前申込み希望の方)

1. 申込者

令和7年10月 日

申込者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
	住 所	〒
	電話番号※	

※電話番号欄には、平日の日中に連絡可能な番号を記入してください。

2. 合葬墓地へ収蔵（一般墓地から改葬）を希望する焼骨について

合葬墓地へ収蔵希望する焼骨の合計数	合計 体
うち納骨壇※使用希望 体	うち合葬室使用希望 体

※納骨壇は生前予約分含め2体までしか使用できません。

生前予約が2名分の場合、改葬焼骨はすべて合葬室のみの使用となります。

3. 共に生前申込みをする対象者（いない場合は未記入のままでよいです）
(※住所、電話番号については1の申込者と同じであれば空欄で構いません)

フリガナ	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
住 所	〒
電話番号	
申込者との関係 (申込者からみて)	

(申込に必要なもの)

1. 本申込書

2. 長型3号封筒※(返信用) 2通

(※それぞれ110円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入)

(※縦約 23.5cm×横約 12cm)

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書

(墓地返還と合葬式墓地へ生前申込み希望の方)

1. 申込者

令和7年10月 日

申込者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
	住 所	〒
	電話番号※	

※電話番号欄には、平日の日中に連絡可能な番号を記入してください。

2. 共に生前申込みをする対象者（いない場合は未記入のままでよいです）
(※住所、電話番号については1の申込者と同じであれば空欄で構いません)

フリガナ	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (公募申込日時点で 歳)
住 所	〒
電話番号	
申込者との関係 (申込者からみて)	

(申込に必要なもの)

1. 本申込書

2. 長型3号封筒※(返信用) 2通

(※それぞれ110円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入)

(※縦約 23.5cm×横約 12cm)

1 1. 生活環境課窓口のご案内

所在地

木更津市潮浜3-1 クリーンセンター内 1階

《アクセス》

バスで お越しの方

JR木更津駅西口3番乗り場
イオンモール木更津線（イオンモール木更津行き）
イオンモール木更津にて下車後、徒歩約10分
もしくは
JR木更津駅西口3番乗り場 潮見線（ソニー木更津行き）
潮見3丁目にて下車後、徒歩約10分

※バスの場合、最寄りの停留所から徒歩で長距離を歩くため、
自家用車をお持ちでない高齢の方・足腰の弱い方は、
ご家族の運転する車もしくはタクシーでいらっしゃることをお勧めしています。

自家用車 または タクシーで お越しの方

次ページのクリーンセンター周辺図を参考にしてください。
駐車場あり。

◎ 手前の門（持ち込みゴミの受付をする門の手前）から入り、
正面に見える白い建物の一階右手側に生活環境課課窓口がございます。

開庁時間

祝日を除く月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分

市役所周辺案内図

令和5年9月19日作成

至16号バイパス

〒292-8501 木更津市朝日3-10-19

木更津市役所（朝日庁舎）
イオンタウン木更津朝日・案内図

イオンタウン
木更津朝日
2F
木更津市役所
市民課
TEL 23-7111

第1駐車場
第2駐車場
第3駐車場
第4駐車場

無料バス
イオン
バイク
キヨトラ

第1駐車場
第2駐車場
第3駐車場
第4駐車場



木更津市クリーンセンター
〒292-0838 千葉県木更津市潮浜3-1
☎ 0438-36-1432 環境部 生活衛生課
FAX 0438-30-7322

駐車場 (P)

【電停】
生活衛生課
環境課
→入口

計量
ブース

入口

2	9	2	0	8	3	8
---	---	---	---	---	---	---

木更津市潮浜3丁目1番地

クリーンセンター内

木更津市生活環境課

木更津市霊園合葬式墓地公募 担当

→申込先

このまま切り取って封筒に貼付できます
どうぞご利用ください

メモ欄



木更津市霊園のご案内

所在地

木更津市矢那3711

電話番号

0438-52-0983

バス

JR 木更津駅東口5番
かずさアーク, 高倉観音下, 草敷方面行
乗り場発～鎌足中郷下車 徒歩20分

タクシー

JR 木更津駅東口から20分程

自家用車

駐車場、園内路上に駐車可